

財団法人横浜開港150周年協会寄附行為

認可日 : 平成19年 2月 23日

変更認可日 : 平成19年 7月 27日

変更認可日 : 平成22年12月 28日

変更認可日 : 平成23年 3月 10日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人横浜開港150周年協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市中区尾上町一丁目8番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、横浜開港150周年(2009年)を迎えるに当たり、横浜開港150周年記念に関する事業を実施し、及び支援することにより、神奈川県内市町村、開国5カ国、開港5都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げてきた実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 横浜開港150周年に関する記念事業
- (2) 横浜開港150周年に関する広報宣伝事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 賛助会費
- (6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の際基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、神奈川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の7日前までに理事会の承認を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認及び評議員会の同意を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第14条 第7条ただし書及び前条に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事の3分の2以上の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 1人
- (5) 理事(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) 7人以上10人以内
- (6) 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の常務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

- 第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員のそれぞれ3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(事務局)

- 第21条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第4章 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

- 第22条 この法人に名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 名誉顧問、顧問及び参与は、会長が委嘱する。
 - 4 前2項に定めるもののほか、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(理事会の開催及び招集)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 理事会は、会長が招集する。

5 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的とする事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

6 会長は、第3項第2号又は第3号の規定による請求があった場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第27条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は8人以上12人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき会長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催及び招集)

第32条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 4 会長は、第1項の規定による評議員からの請求があった場合には、請求の日から30日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数及び議決)

第34条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。
2 評議員会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決)

第35条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第36条 第29条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第37条 この法人の目的に賛同し、その事業を援助しようとする個人、法人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第8章 委員会

(委員会)

第38条 会長は、専門事項を調査審議するため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の議決を経、かつ、神奈川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の3分の2以上の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認を得て、この法人と類似の目的を持つ法人又は団体に寄附する。

第10章 雑則

(委任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則 (平成19年2月23日)

- 1 この法人の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第2項又は第30条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項又は第30条第4項の規定により準用する第18条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の名誉会長は、第22条第2項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。

附 則 (平成19年7月27日)

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日)

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日)

- 1 この寄附行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。